

1. 防災指針

1.1 基本的な考え方

1.1.1 防災指針とは

近年、全国各地で豪雨による浸水や土砂災害、地震・津波などの大規模災害が発生しており、本市においても令和 2 年 7 月豪雨において 1976 年の観測開始以来最大となる 24 時間雨量 384mm を観測し、浸水・土砂崩れ等によって道路や住宅、商工業・農業・観光などに被害が発生しました。

我が国では、こうした頻発・激甚化する自然災害への総合的対策が喫緊の課題となっていることから、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、令和 2 年 6 月の都市再生特別措置法改正によって、立地適正化計画の新たな記載事項として居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」が位置づけられました。

防災指針では、災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせ、都市の災害リスクの「見える化」を行うなど、各都市が抱える防災上の課題を分析したうえで、防災まちづくりの将来像や取組方針等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることとなっています。

■ 防災指針のイメージ

■ 災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ

各種災害リスク情報 (洪水の場合)

- ハザードエリアの分布
- 浸水継続時間
- 家屋倒壊等崩壊危険区域
- 外力規模による違い
- ...

■ 都市の災害リスクの見える化

居住誘導区域
都市機能誘導区域

イメージ

防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

■ 防災指針に位置付ける対策 (例)

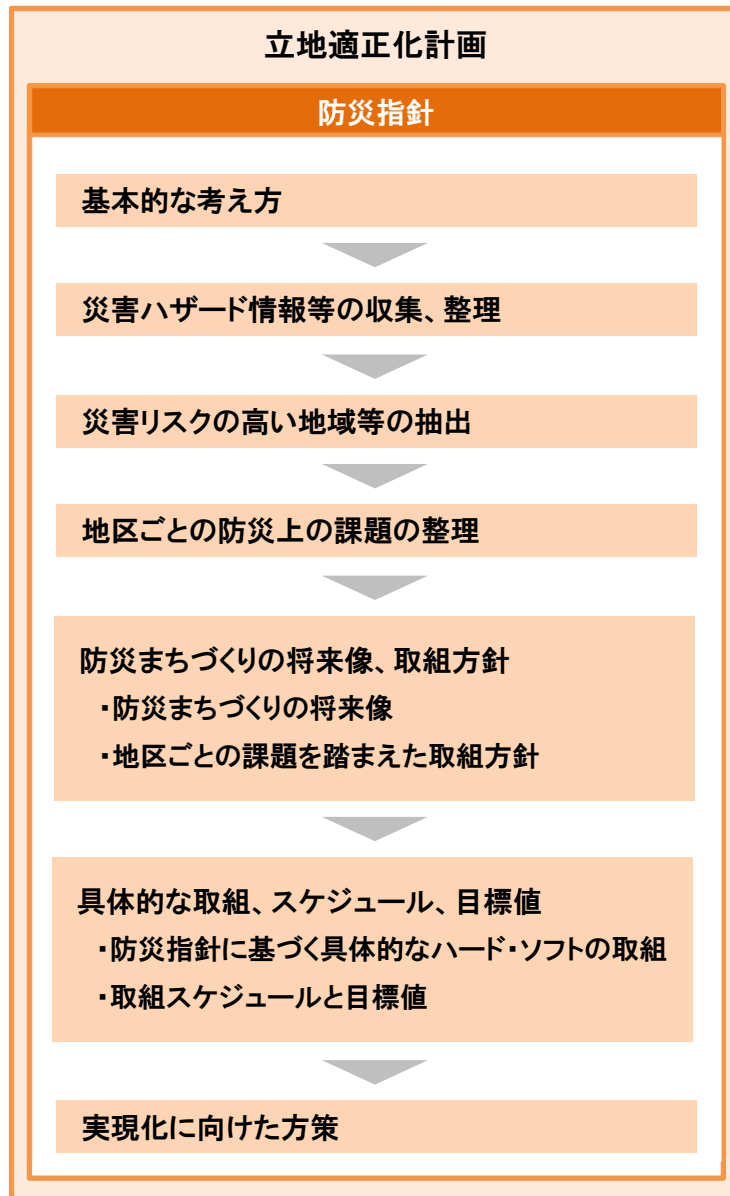
■ 防災対策の実施プログラム (例)

施策	重点的に実施する区域	実施時期の目標			施策の実施
		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
都市計画のソフト	リスク情報の提示	市全域	→	→	→
	地区ごとの避難行動計画	市全域	→	→	→
	避難に係る自助・共助体制の確保	市全域	→	→	→
土地利用対策	既存の住宅・施設の移転	居住誘導区域外	→	→	→
	土地利用規制	市全域	→	→	→
	建築物の構造規制	市全域	→	→	→
	宅地高上げ	居住誘導区域内	→	→	→

出典: 国土交通省資料

1.1.2 防災指針の構成

本防災指針は、国土交通省の「立地適正化計画の手引き（令和 3 年 10 月改訂）」に基づき検討・策定したものであり、本防災指針の構成は以下のとおりです。



1.2 災害ハザード情報等の収集、整理

「立地適正化計画策定の手引き」では、洪水、雨水出水、津波、高潮、土砂災害などの災害要因ごとに検討を行うことが必要とされています。

また、災害ハザードには、住宅等の建築や開発行為等の規制を伴う、いわゆる「レッドゾーン」と、建築や開発行為等の規制はないが警戒避難体制の整備等が求められる「イエローゾーン」があります。

そこで、本市で指定がある災害ハザード情報を下表のとおり収集し、市全域における災害ハザードの分布状況について次頁以降に整理します。

災害種別	ハザードデータ		出典
洪水	洪水浸水想定区域(想定最大規模 L2)		大村市防災マップ 2021
	洪水浸水想定区域(浸水継続時間:L2)		長崎県総合防災 GIS
	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸浸食:L2)		大村市防災マップ 2021
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	大村市防災マップ 2021
	急傾斜地崩壊危険区域	地すべり防止区域	国土数値情報 2020
津波	津波災害警戒区域		大村市防災マップ 2021
ため池	ため池浸水想定区域		大村市ため池ハザードマップ 大村市ため池浸水想定区域図

赤色：レッドゾーン 黄色：イエローゾーン

■ (参考) 都市計画関連の規制等におけるいわゆるレッドゾーン・イエローゾーン

	区 域	指定	(参考) 行為規制等
レッドゾーン →住宅等の建築や開発行為等の規制あり	災害危険区域 (崖崩れ、出水、津波等) <建築基準法(昭和25年法律第201号)>	地方公共団体	・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。(法第39条第2項)
	地すべり防止区域 <地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)>	国土交通大臣、農林水産大臣	・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項) ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m) など
	急傾斜地崩壊危険区域 <急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)>	都道府県知事	・急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければならない。してはならない。(法第7条第1項) ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m) など
	土砂災害特別警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)>	都道府県知事	・特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項) ※制限用途：住宅(自己用除く)、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設
	浸水被害防止区域 <特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)>	都道府県知事	・浸水被害防止区域内において、特定開発行為あるいは特定建築行為をする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第57条第1項、第66条第1項) ※住宅や要配慮者施設のほか条例で定める建築物及び当該建築物に係る開発行為
	津波災害特別警戒区域 <津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)>	都道府県知事	・特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第73条第1項) ※制限用途：社会福祉施設、学校、医療施設、市町村の条例で定める用途
イエローゾーン →建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	浸水想定区域 <水防法(昭和24年法律第193号)>	(洪水) 国土交通大臣、都道府県知事 (雨水出水) 都道府県知事、市町長 (高潮) 都道府県知事	なし
	土砂災害警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)>	都道府県知事	なし
	津波災害警戒区域 <津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)>	都道府県知事	なし
	津波浸水想定(区域) <津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)>	都道府県知事	なし

出典：立地適正化計画策定の手引き

1.2.1 洪水

(1) 洪水浸水想定区域に関する基本的な考え方

■洪水浸水想定区域

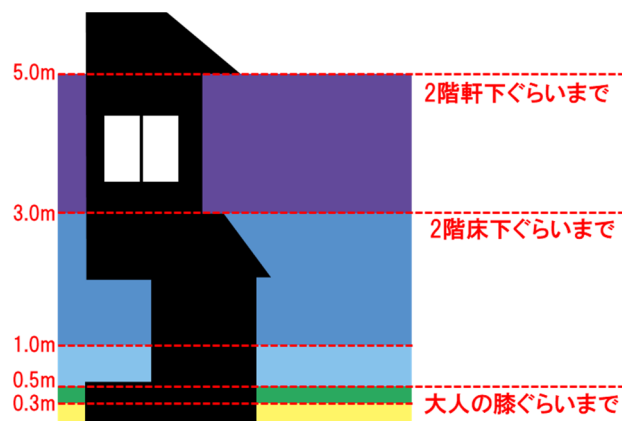
長崎県では、「計画規模 L1」と「想定最大規模 L2」に関する洪水浸水想定区域図を策定しています。洪水浸水想定区域図（計画規模 L1）は、洪水防御に関する計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指します。また、浸水想定区域図（想定最大規模 L2）は、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指します。

本市の防災マップでは、この浸水想定区域図（想定最大規模 L2）に基づく洪水ハザードマップを公表しています。

区分		想定的前提となる降雨
計画規模 L1	郡川水系郡川	流域全体に 24 時間総雨量 530mm ピーク時の 1 時間に 140mm の降雨がある場合
	大上戸川水系大上戸川 内田川水系内田川	大上戸川及び内田川流域 1 時間雨量 103mm
想定最大規模 L2	郡川水系郡川	流域全体に 24 時間総雨量 850mm ピーク時の 1 時間に 156mm の降雨がある場合
	大上戸川水系大上戸川 内田川水系内田川	大上戸川及び内田川流域 12 時間総雨量 935mm

■浸水深の目安

大村市防災マップでは、浸水深の目安を以下のように示しており、浸水深 0.5m では概ね大人の膝ぐらまで浸水し、浸水深 3.0m では家屋の 2 階床下ぐらまで、浸水深 5.0m では家屋の 2 階軒下ぐらまで浸水する恐れがあると考えられます。




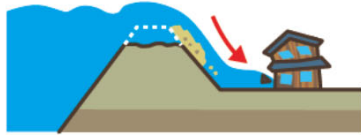
■浸水継続時間

浸水継続時間は、洪水時に避難が困難となる一定の浸水深を上回る時間の目安を示すものです。浸水継続時間が長い地域では、仮に洪水時に屋内安全確保（垂直避難）により身体・生命を守れたとしても、その後の長期間の浸水により生活や企業活動の再開等に支障が出る恐れがあります。長崎県では、0.5m（屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある水深）を基本とし、この浸水深を上回る時間を算定しています。


■家屋倒壊等氾濫想定区域

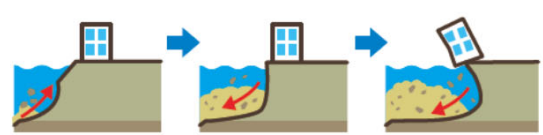
家屋倒壊等氾濫想定区域は、洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生する恐れがある範囲のことであり、その要因から氾濫流によるものと河岸侵食によるものとがあります。なお、長崎県では、想定最大規模の洪水浸水想定区域をもとに家屋倒壊等氾濫想定区域を策定しています。

 氾濫流による家屋倒壊等



木造家屋が倒壊するような堤防決壊等に伴う激しい流れが想定され、早期の立退き避難が必要な区域

 河岸侵食による家屋倒壊等



堤防や家屋の基礎を支える地盤が激しい川の流れて削られることによる家屋の倒壊が想定され、早期の立退き避難が必要な区域

出典:大村市防災マップ

■浸水深と自動車・歩行者の通行可否

自動車~~が走行できない~~浸水深：浸水深 0.3m 以上

国土交通省の「水害の被害指標分析の手引（平成 25 年 7 月）」では、自動車の通行に支障が生じる浸水深は、以下に示す浸水深と自動車通行との関係性を踏まえ、浸水深 30cm を閾値として設定することを原則としています。

＜浸水深と自動車通行との関係＞	
10 [cm]	乗用車のブレーキの効が悪くなる
20 [cm]	道路管理者によるアンダーパス等の通行止め基準
30 [cm]	自治体のバス運行停止基準
	乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水
60 [cm]	J A F の実験でセダン、SUV ともに走行不可 ⁽⁸¹⁾

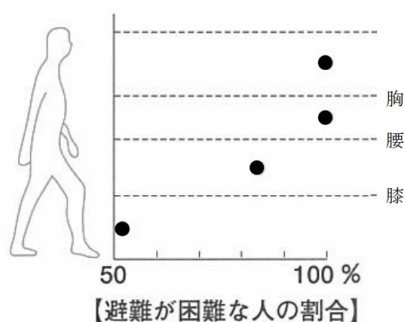
出典:水害の被害指標分析の手引

人が歩行できない浸水深：浸水深 0.5m 以上

国土交通省の「水害ハザードマップ作成の手引き（平成 28 年 4 月）」では、過去の災害発生事例や実験データを踏まえ、氾濫水の流れが緩やかであっても 0.5m 以上の水深があると大人でも歩行が困難としています。

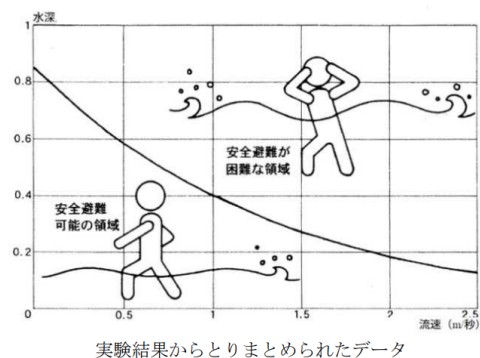
〔関川水害〕

関川水害(平成 7 年)における調査結果によれば、浸水深が膝(0.5m)の高さ以上になると、ほとんどの人が避難困難であった。(引用:末次忠司(2005)。「河川の科学」ナツメ社, P227)



【実験データ】

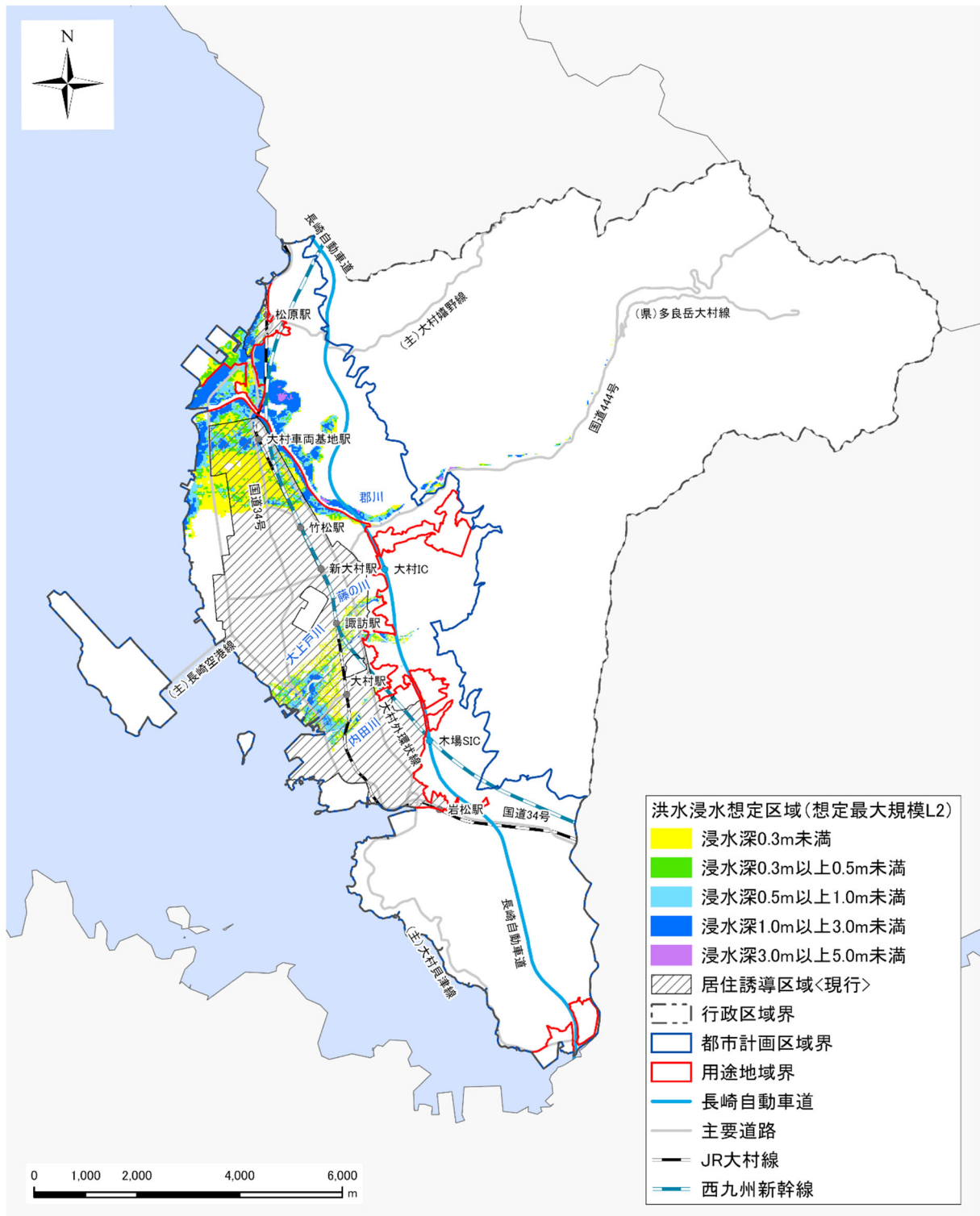
浸水深が 0.5m (大人の膝) 程度でははん濫流れば、速が 0.7m/s 程度でも避難は困難となる。



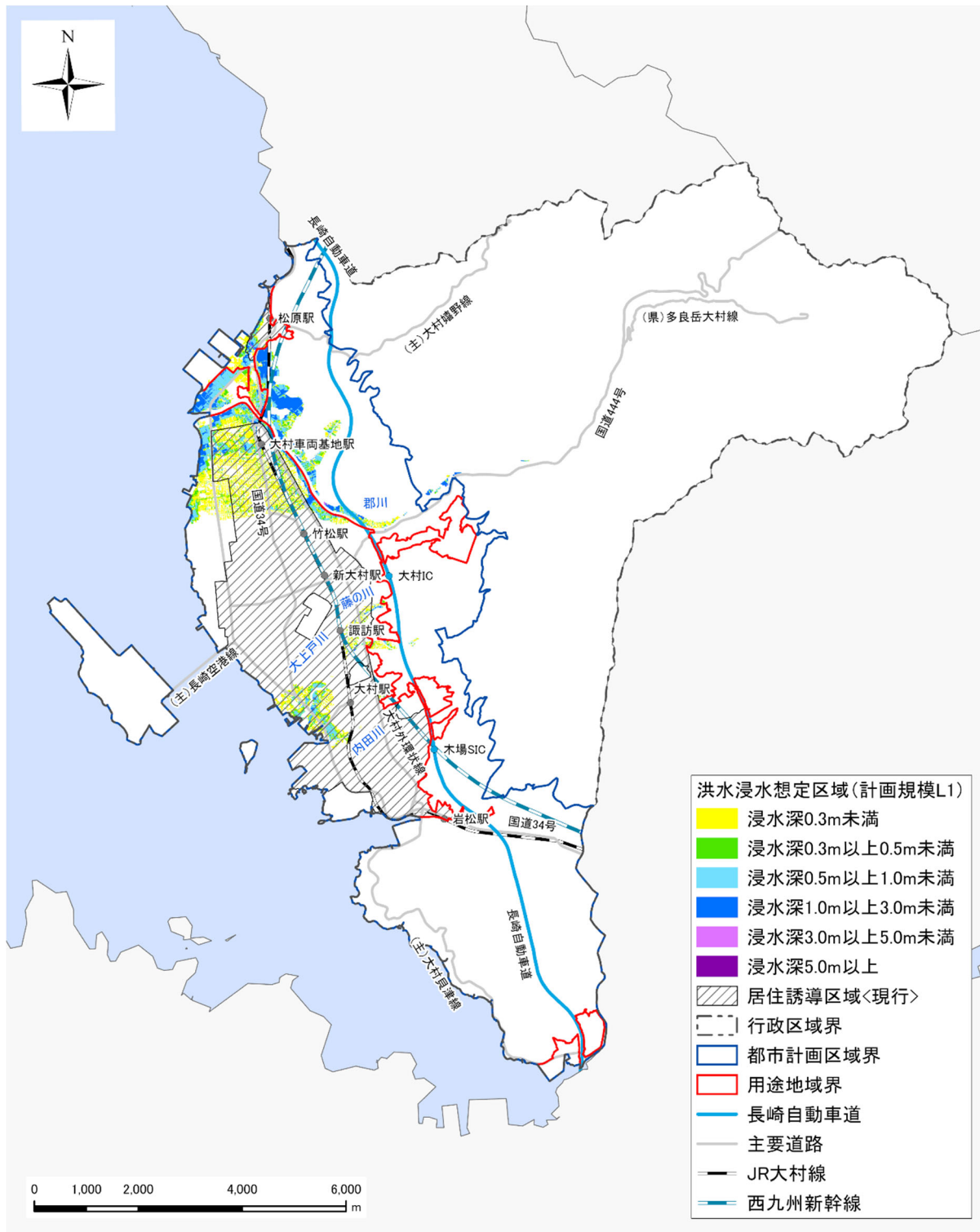
出典:水害ハザードマップ作成の手引き

(2) 洪水浸水想定区域（想定最大規模L2）

郡川、大上戸川・内田川・藤の川沿いに洪水浸水想定区域が指定されています。郡川沿いでは浸水深0.5m以上の区域が広範囲に指定されており、一方、大上戸川・内田川・藤の川沿いでは河口付近を中心に浸水深0.5m以上の区域が指定されています。



参考：洪水浸水想定区域（計画規模L1）

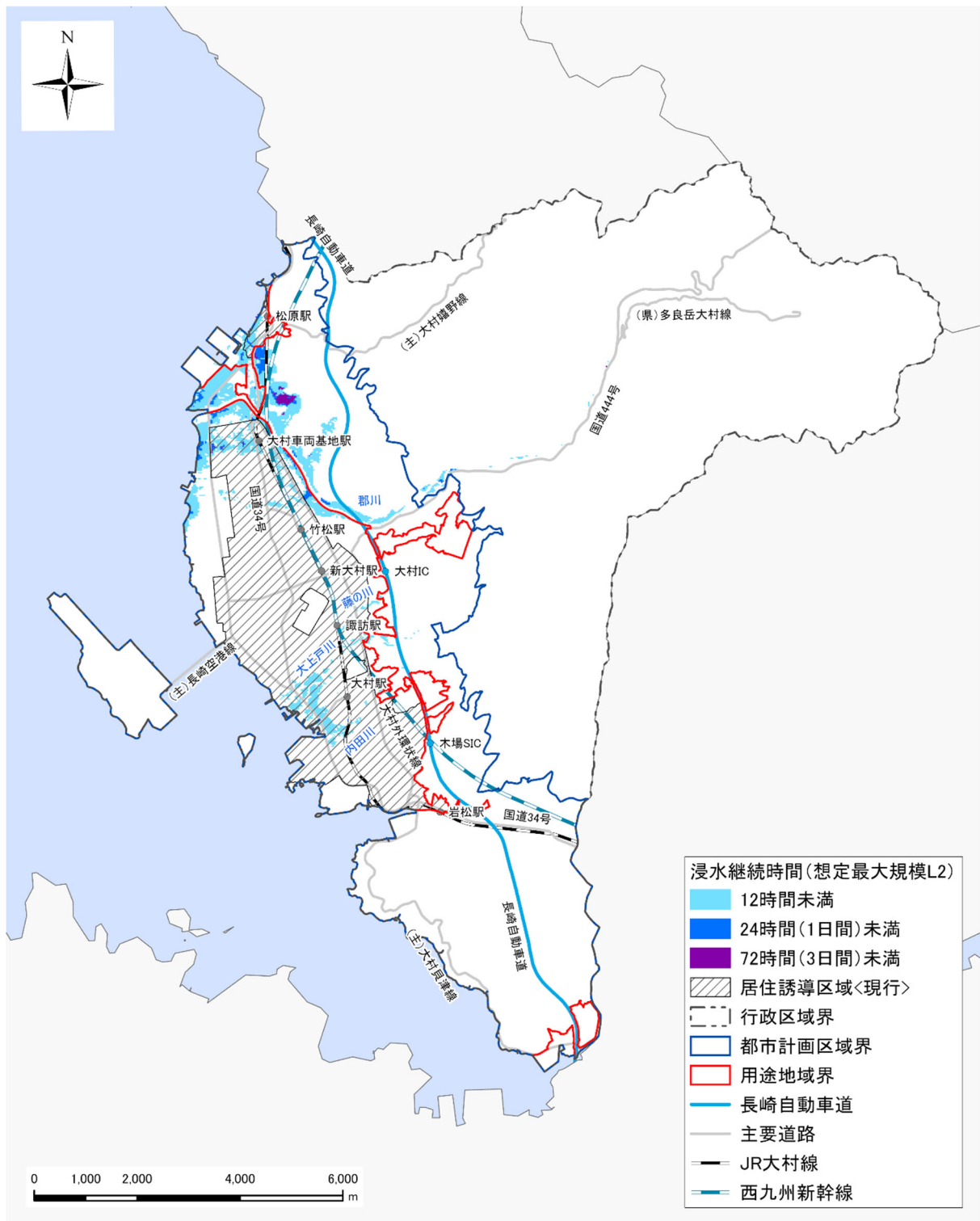


出典：長崎県資料

(3) 洪水浸水想定区域（浸水継続時間：L2）

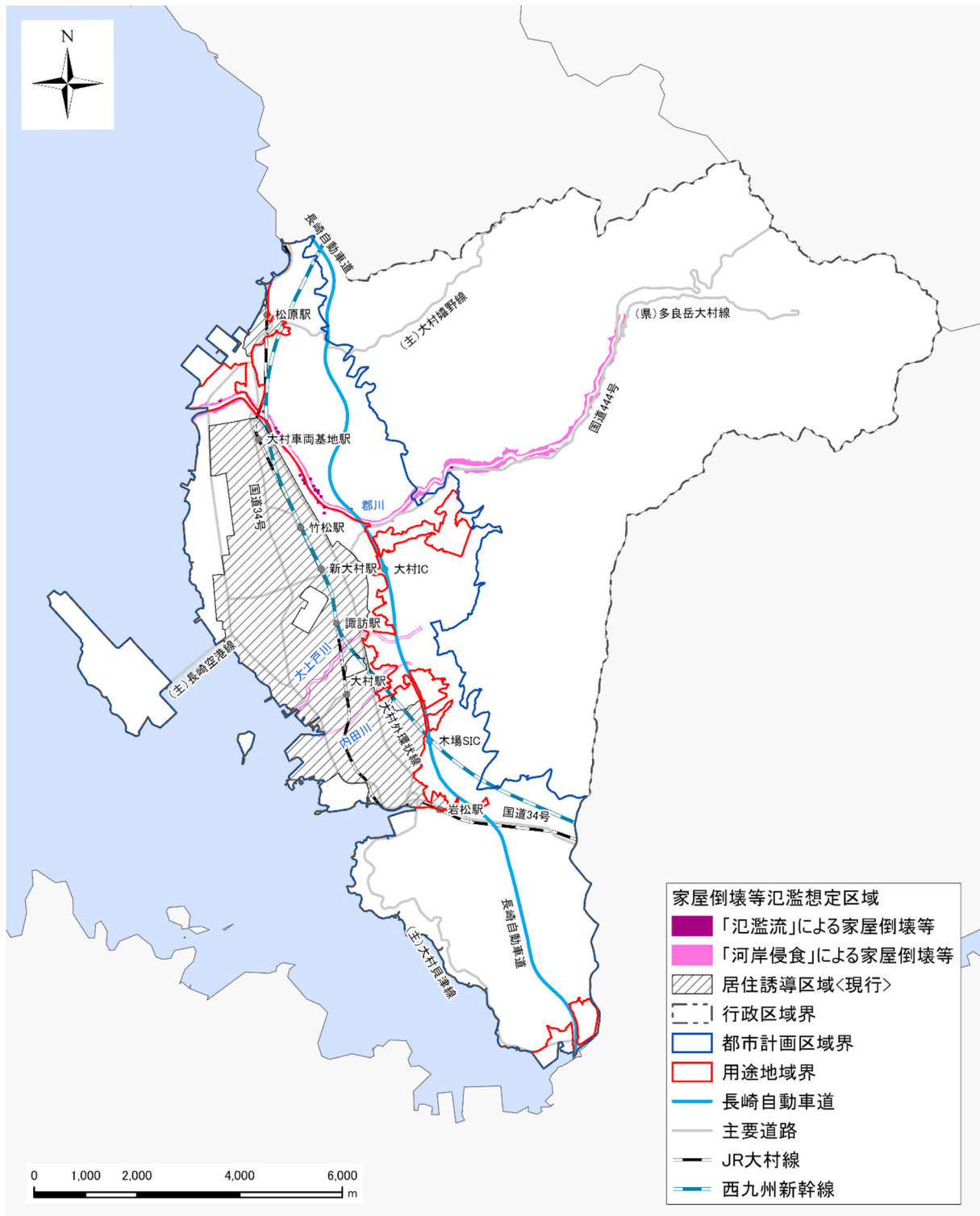
郡川沿いでは、浸水継続時間 12 時間未満の区域に加えて、浸水継続時間 24 時間（1 日間）未満の区域で面的に広がりを見せる場所が複数点在しており、さらに皆同町・福重町を跨ぐ農地では浸水継続時間 72 時間（3 日間）未満の区域が存在しています。

一方、大上戸川・内田川・藤の川沿いでは、一部箇所を除き、浸水継続時間 12 時間未満の区域が広がっています。



(4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食：L2）

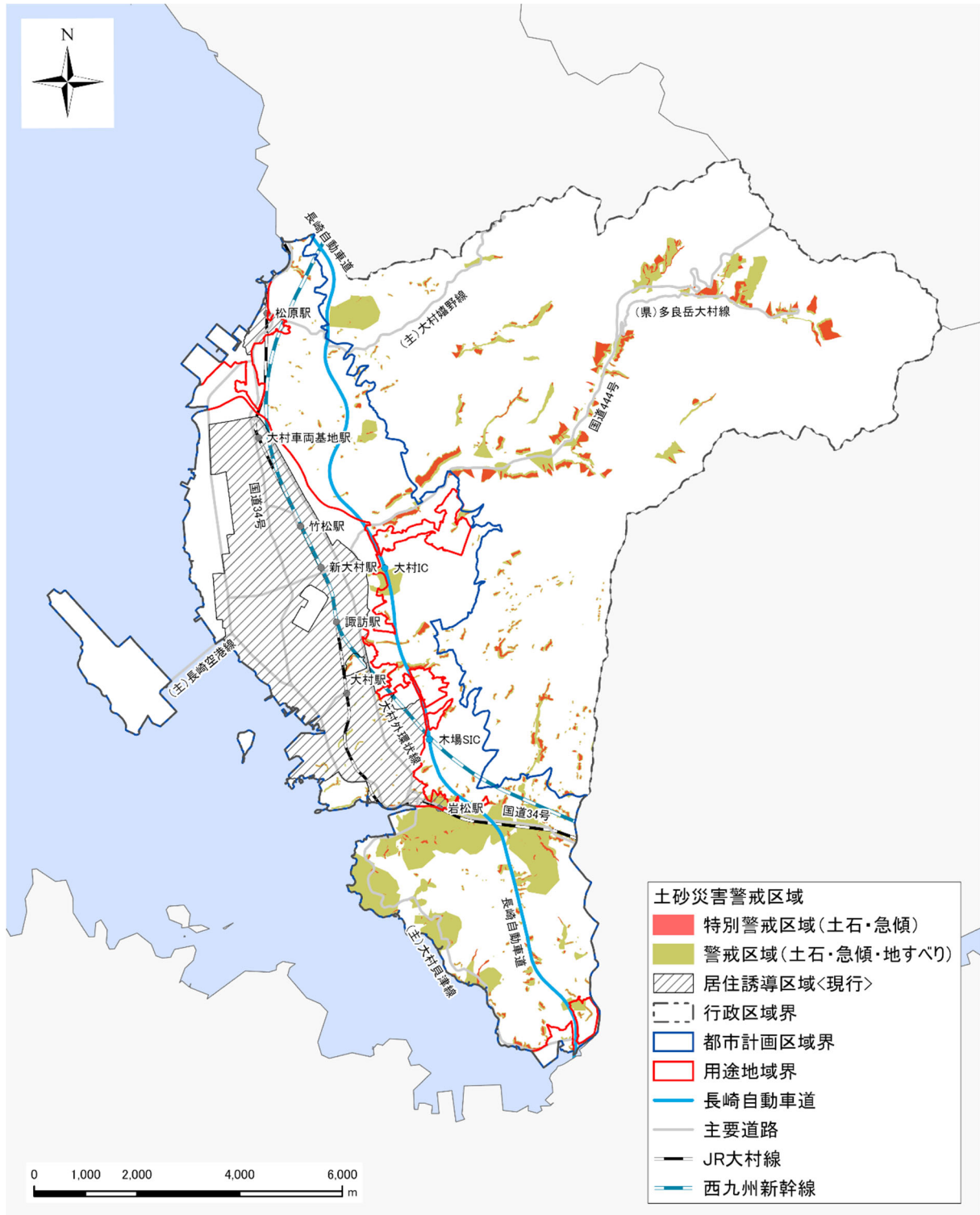
氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域は、郡川沿岸の鬼橋町・今富町を中心に小さな単位で点在しており、一方、大上戸川・内田川の沿岸には存在しません。河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域は、郡川・大上戸川・内田川に沿って線上に存在しています。



1.2.2 土砂災害

(1) 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

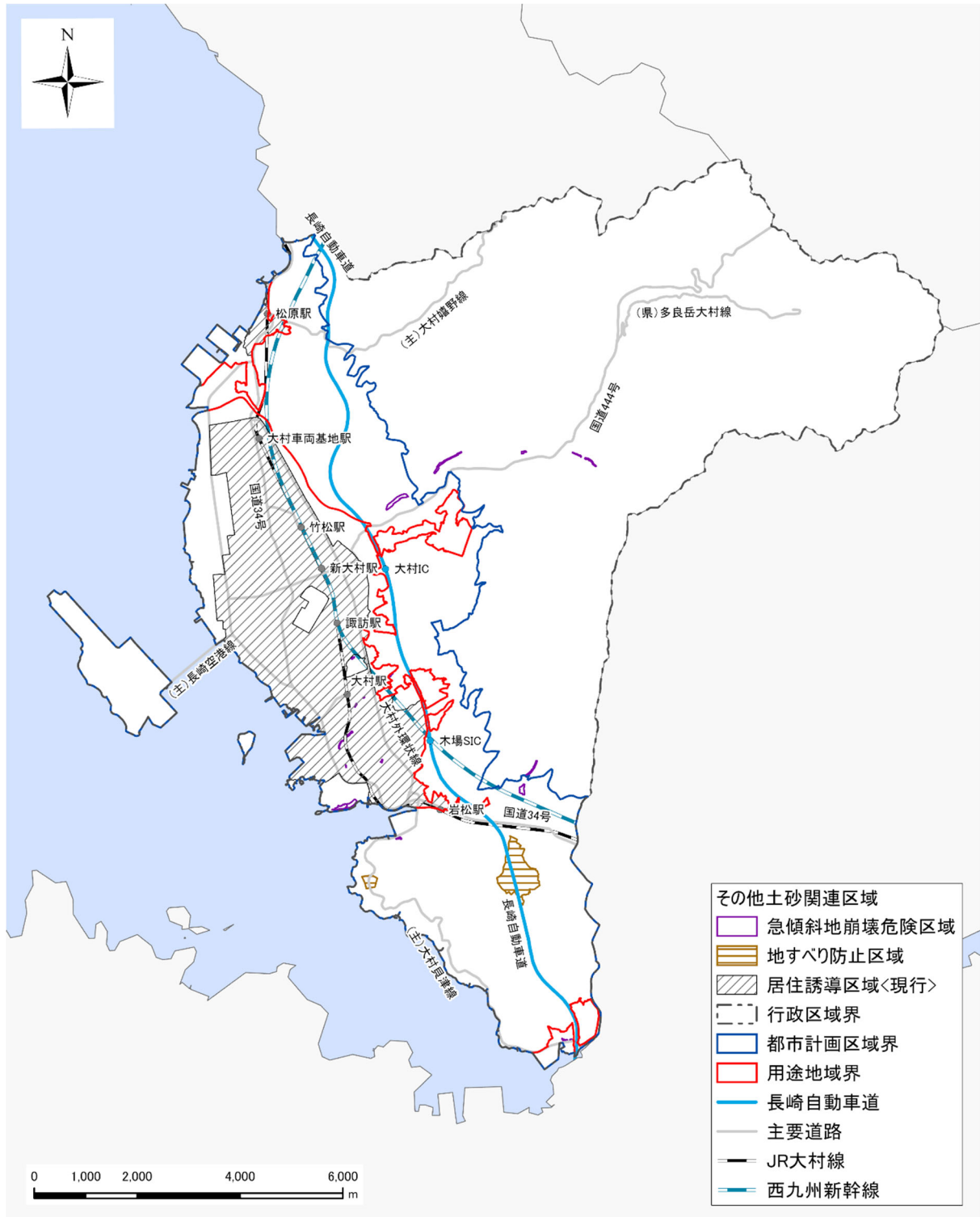
市中北部、市南部の山間部を中心に土砂災害警戒区域等が点在しています。市中北部では国道 444 号沿線に土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が、市南部では国道 34 号、(主)大村貝津線沿線に土砂災害警戒区域が面的に広がりをみせています。



(2) 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域は、市中北部の国道 444 号沿線や、市中南部の大村駅周辺を中心に比較的小さな単位で線状・点状に存在しています。

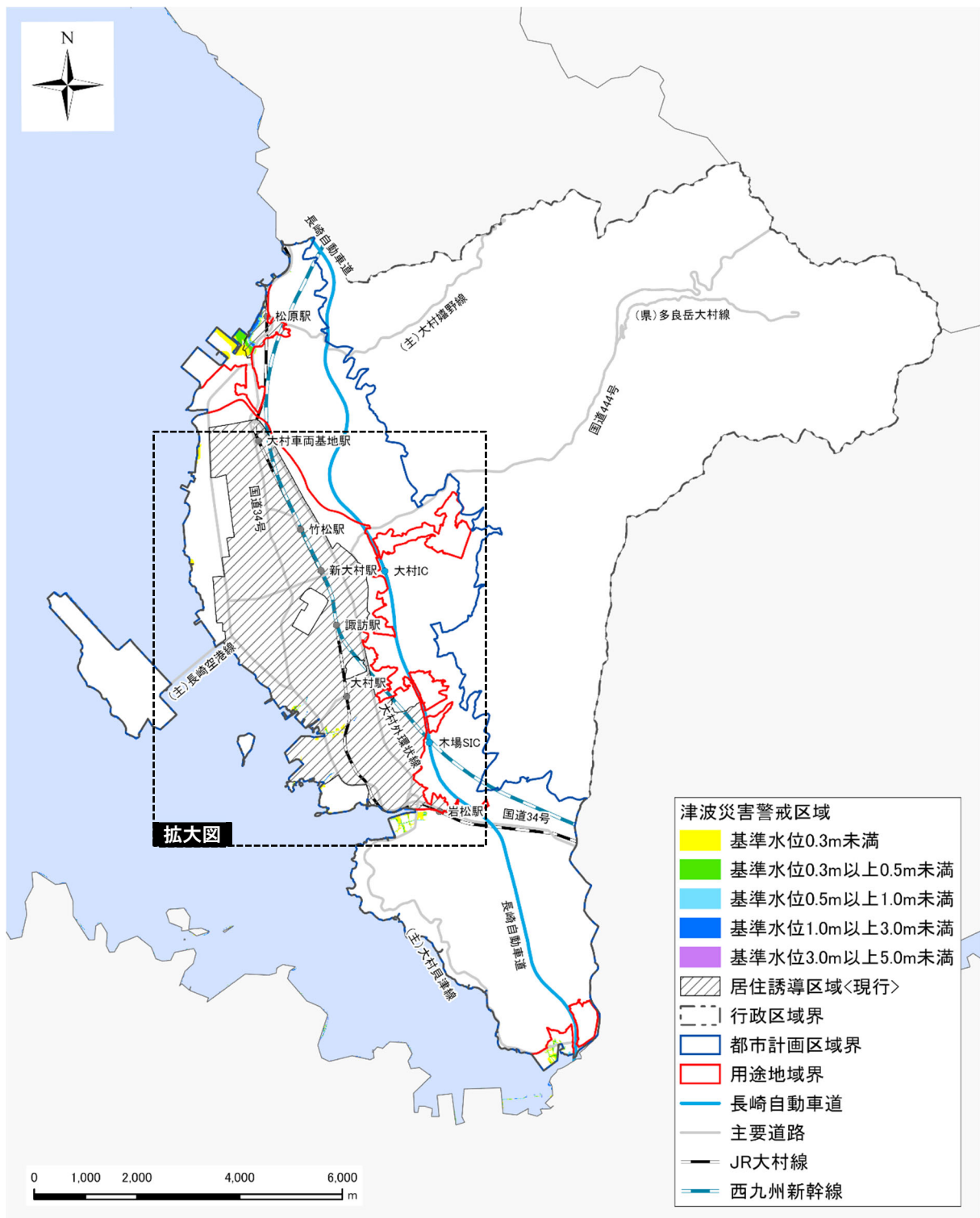
地すべり防止区域は、鈴田地区の大里町、三浦地区の西部町に 1 箇所ずつ位置しており、特に鈴田地区の地すべり防止区域は面的な広がりを持っています。



1.2.1 津波災害警戒区域

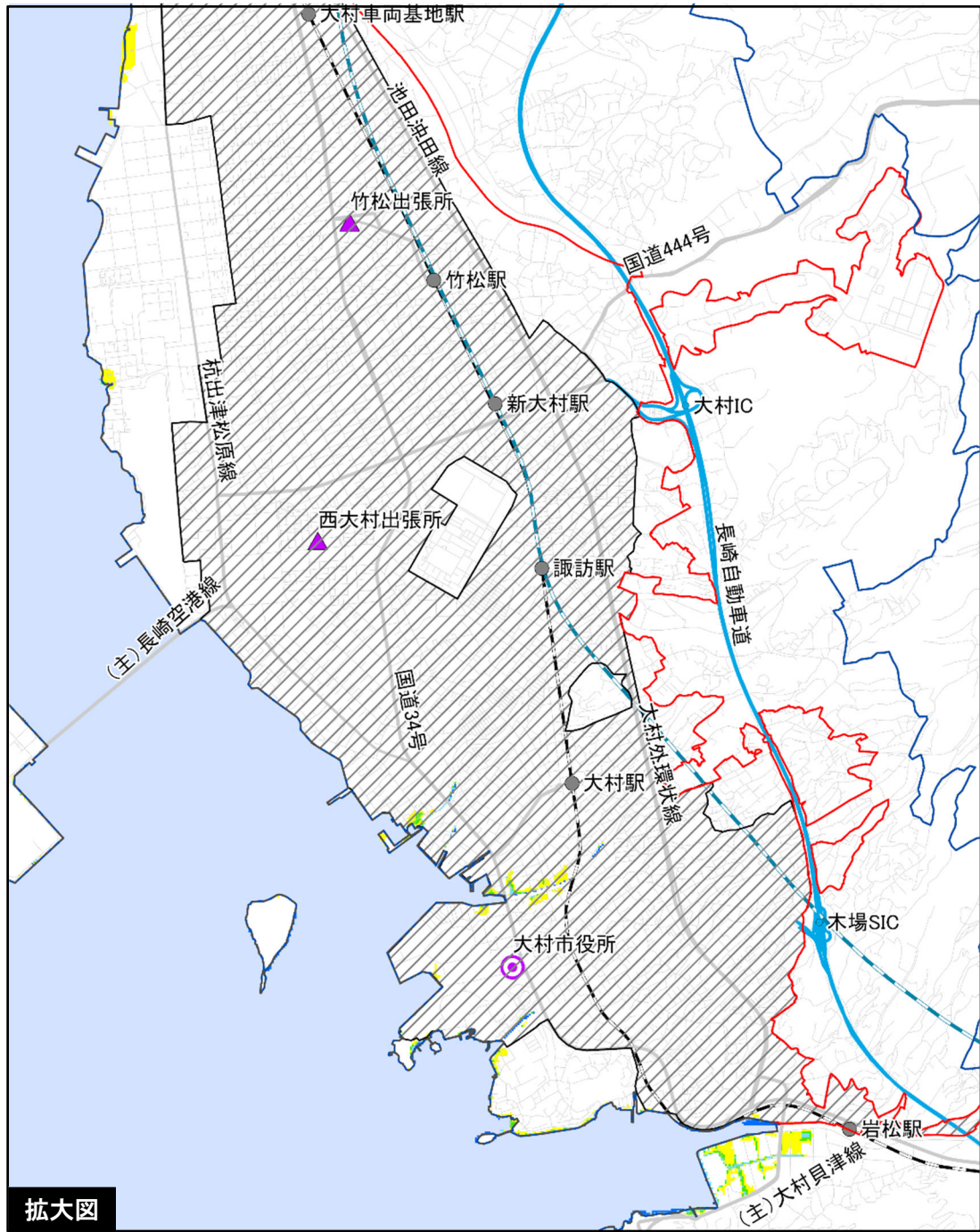
沿岸部の一部の地域において、津波災害警戒区域[※]が指定されています。

松原地区の一部箇所を除き、基準水位[※]3.0m以上の区域は存在しないが、建物集積が一定みられる場所で基準水位 0.5m以上の区域が存在しています。



※津波災害警戒区域：津波による人的災害を防止するため警戒避難体制を特に整備すべき区域のこと

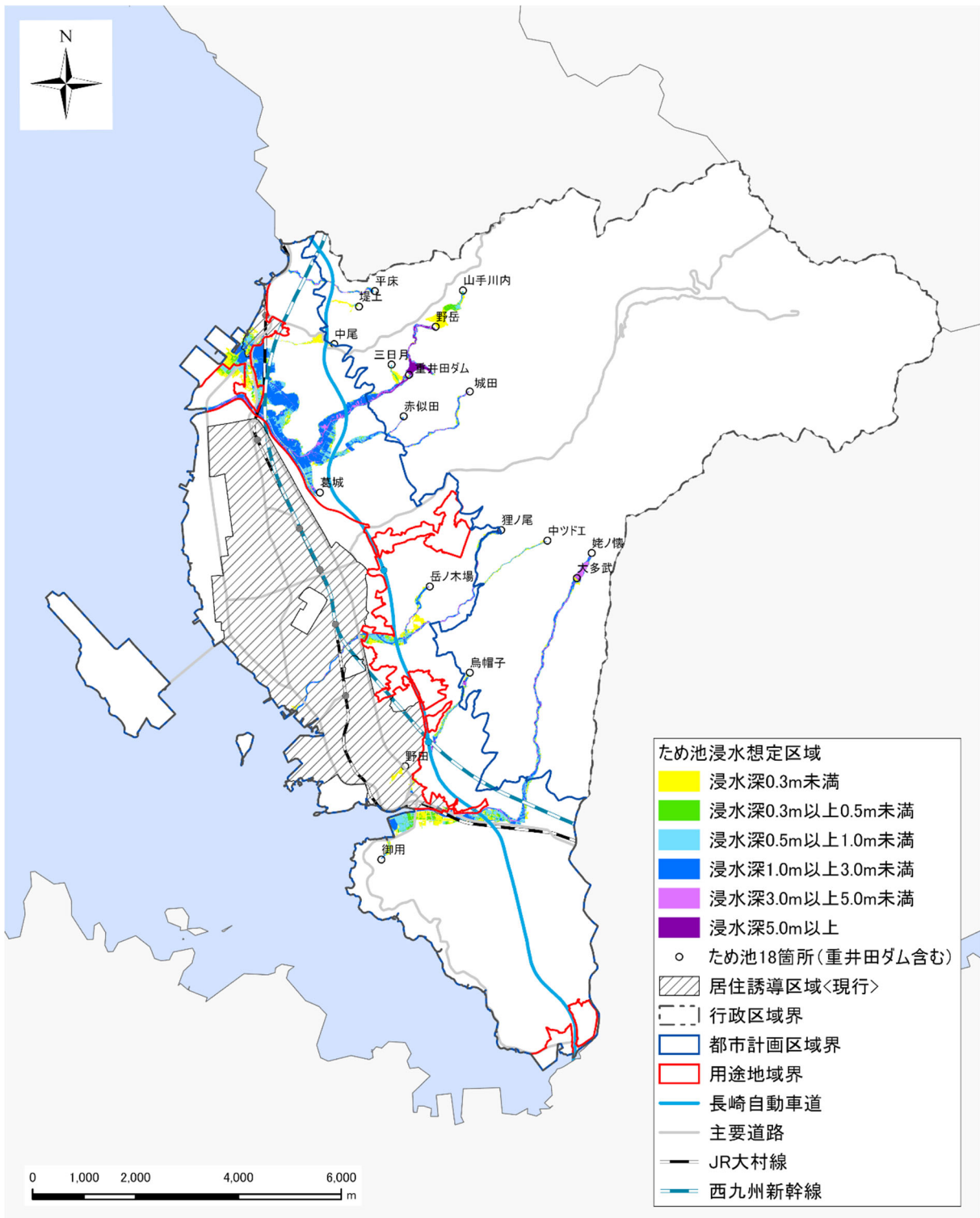
※基準水位：津波浸水想定に定める浸水深に、建物等への衝突によるせき上げ高を考慮した水位のこと



1.2.1 ため池浸水想定区域

ため池浸水想定区域は、大雨や地震により、ため池の堤体が決壊した場合に想定される浸水区域を示すものです。

市北部では野岳ため池・重井田ダム、葛城ため池、市南部では姥ノ懐ため池・大多武ため池などによるため池浸水想定区域が面的に広がりを見せています。



1.3 災害リスクの高い地域等の抽出

前項で収集・整理した災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせるにより、災害リスクの分析を行い、災害リスクの高い地域の抽出を行います。各種災害ハザード情報に重ねる情報及び分析の視点は下表のとおりです。

重ねる情報	出典
建物	都市計画区域内：平成 30 年都市計画基礎調査 都市計画区域外：基盤地図情報
要配慮者利用施設	大村市防災マップ 2021
指定避難所・指定緊急避難場所	大村市防災マップ 2021、大村市地域防災計画
アンダーパス	大村市防災マップ 2021
道路網（国道・県道市道等）	数値地図

災害ハザード情報	都市の情報	分析の視点
洪水浸水想定区域 (L2：浸水深)	建物 要配慮者利用施設 避難施設(避難所・避難場所)	・家屋浸水の恐れがあるか ・施設が継続的に利用できるか ・避難施設を活用できるか
洪水浸水想定区域 (L2：浸水深)	道路網(国道・県道・市道) アンダーパス 避難施設(避難所・避難場所)	・避難路として活用可能か
洪水浸水想定区域 (L2：浸水継続時間)	建物 避難施設(避難所・避難場所)	・どの程度の孤立リスクがあるか
家屋倒壊等氾濫想定区域	建物 避難施設(避難所・避難場所)	・倒壊の恐れがある建物が存在するか
土砂災害警戒区域	建物 要配慮者利用施設 避難施設(避難所・避難場所)	・家屋の損壊や倒壊の恐れがあるか ・施設が継続的に利用できるか
土砂災害警戒区域	道路網(国道・県道・市道) 避難施設(避難所・避難場所)	・道路寸断、孤立リスクがあるか
津波災害警戒区域	建物 要配慮者利用施設 避難施設(避難所・避難場所)	・家屋浸水の恐れがあるか ・施設が継続的に利用できるか ・避難施設を活用できるか
津波災害警戒区域	道路網(国道・県道・市道) アンダーパス 避難施設(避難所・避難場所)	・避難路として活用可能か
ため池浸水想定区域	建物 要配慮者利用施設 避難施設(避難所・避難場所)	・家屋浸水の恐れがあるか ・施設が継続的に利用できるか ・避難施設を活用できるか
ため池浸水想定区域	道路網(国道・県道・市道) アンダーパス 避難施設(避難所・避難場所)	・避難路として活用可能か

災害リスクの分析にあたっては、都市計画マスタープランや立地適正化計画における拠点や地区区分を考慮し、本市を以下の8地区に分割し分析を行います。

なお、各地区の重ね合わせの分析結果は参考資料に掲載します。

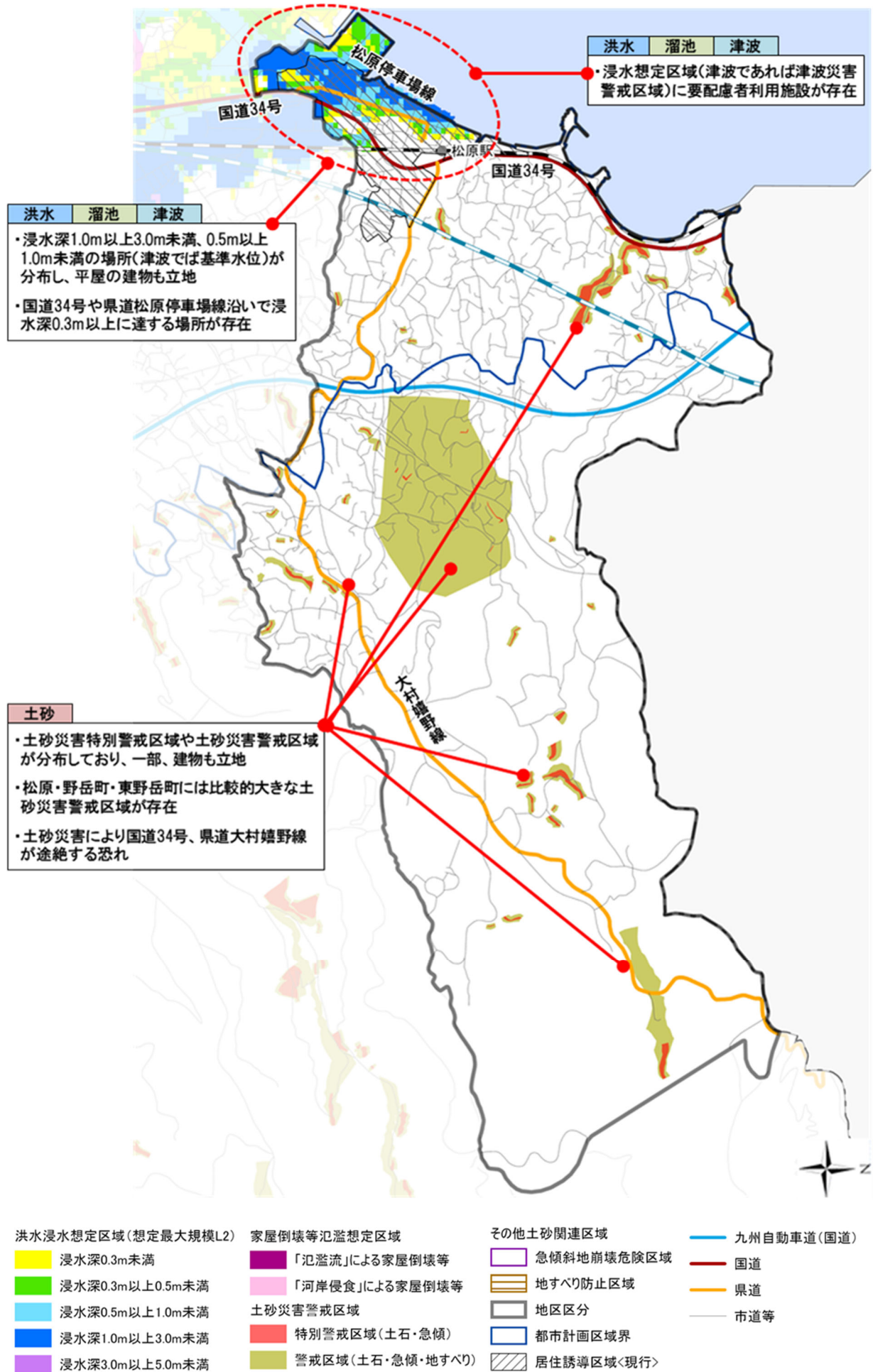


1.4 地区ごとの防災上の課題の整理

1.4.1 松原地区における課題

洪水	<p>○浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水する恐れがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）が大村湾沿いを中心に分布しており、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。</p> <p>○洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（小学校、保育園、放課後児童クラブ）が存在しており、洪水時の円滑で迅速な避難確保が必要です。</p> <p>○松原本町において国道 34 号や県道松原停車場線沿いの浸水深が 0.3m 以上（＝自動車が走行できない浸水深）に達する場所があり道路が途絶する恐れがあります。</p>
土砂災害	<p>○比較的大きな土砂災害警戒区域が松原・野岳町・東野岳町を跨ぐように存在しています。その他にも土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が地区内に分布しており、一部、建物の立地もみられます。</p> <p>○土砂災害により国道 34 号が武留路町・松原付近で、県道大村嬉野線は野岳町付近で途絶する恐れがあります。</p>
津波	<p>○松原本町や松原 2 丁目、武留路町では、基準水位 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで水位が達する恐れがある場所）や基準水位 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）が分布しており、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民をはじめ、津波災害防止のための警戒避難体制が必要です。</p> <p>○津波災害警戒想定区域内に要配慮者利用施設（小学校、保育園、放課後児童クラブ）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。</p> <p>○松原本町において国道 34 号や県道松原停車場線沿いの浸水深が 0.3m 以上に達する場所があり道路が途絶する恐れがあります。</p>
ため池	<p>○松原本町を中心にため池浸水想定区域が比較的広く分布しており、建物の立地も多くみられます。浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水する恐れがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）も比較的広く、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。</p> <p>○ため池浸水想定区域内に要配慮者利用施設（小学校、保育園、放課後児童クラブ）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。</p> <p>○松原本町において国道 34 号や県道松原停車場線沿いの浸水深が 0.3m 以上に達する場所があり道路が途絶する恐れがあります。</p>

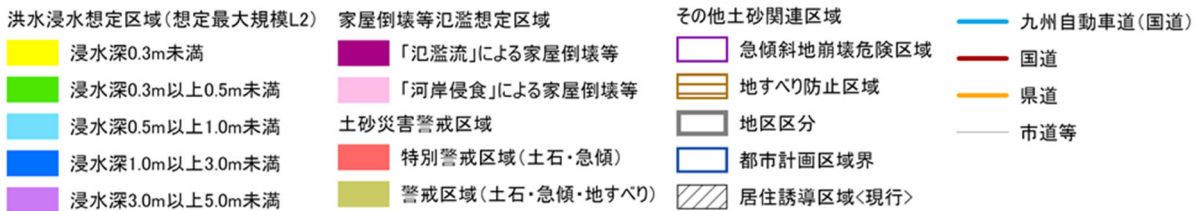
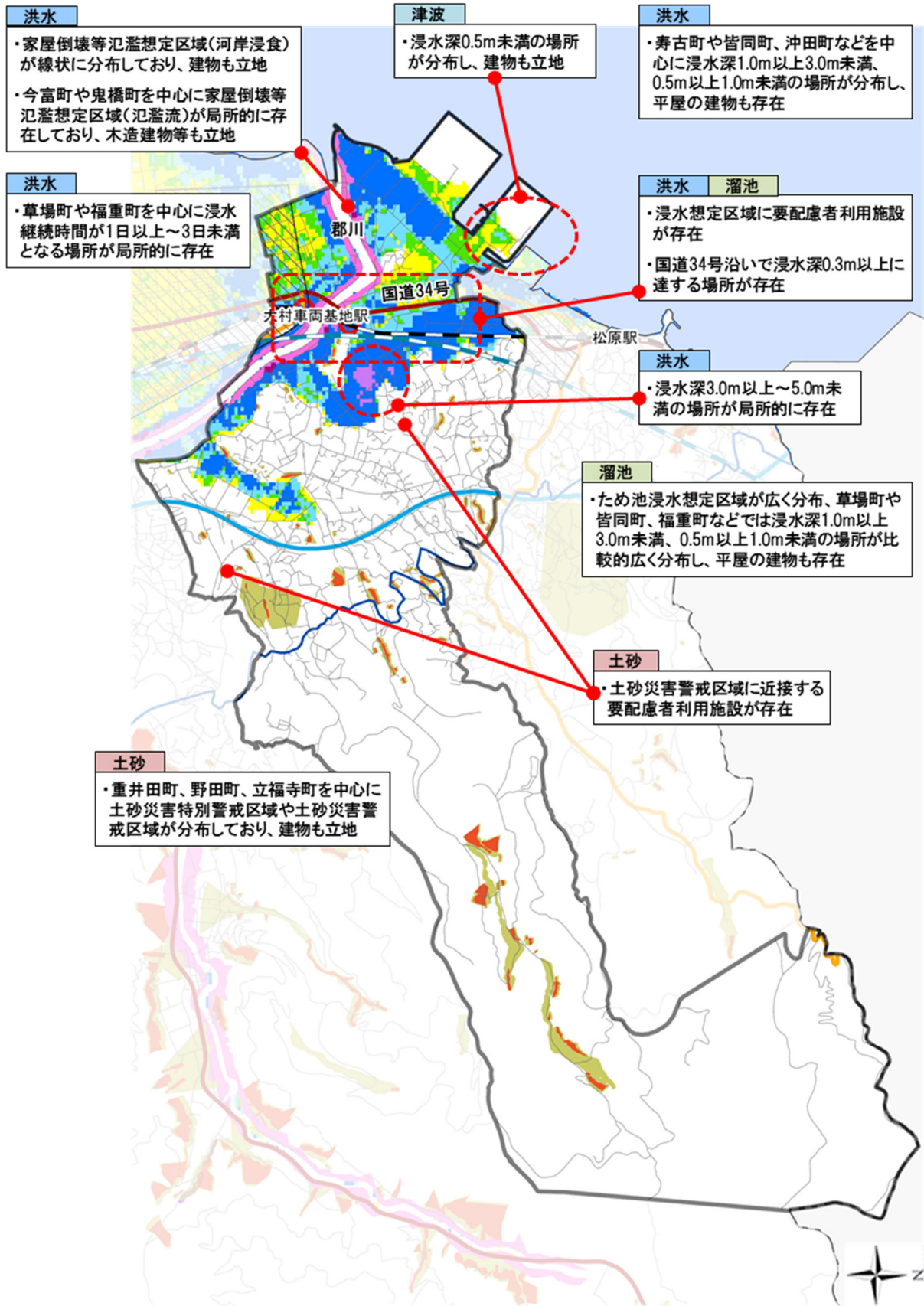
■松原地区における防災上の課題



1.4.2 福重地区における課題

<p style="text-align: center;">洪水</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水深 3.0m 以上～5.0m 未満の場所（＝2 階軒下ほどまで浸水する恐れがある場所）が皆同町に局所的に存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水する恐れがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）も寿古町や皆同町、沖田町などを中心に広範囲に分布しています。こうした場所には現在、平屋の建物も存在しており、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。 ○洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（小中学校、保育園、高齢者施設、障害者福祉施設、診療所）が存在しており、洪水時の円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○寿古町において国道 34 号沿いの浸水深が 0.3m 以上（＝自動車が走行できない浸水深）に達する場所があり道路が途絶する恐れがあります。 ○浸水継続時間（＝洪水時に避難が困難となる一定の浸水深 0.5m を上回る時間）が 1 日以上～3 日未満となる場所が草場町や福重町を中心に局所的に存在し、建物の立地もみられます。 ○郡川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が線状に分布しており、建物の立地もみられ、洪水時、河岸浸食による家屋倒壊の恐れがあります。また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）も局所的に存在しており、木造等の建物の立地もみられ、洪水時、木造家屋が倒壊するような堤防決壊等が発生する恐れがあります。
<p style="text-align: center;">土砂災害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○重井田町、野田町、立福寺町を中心に土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域の集積や面的広がりがみられ、建物の立地もみられます。 ○福重町や野田町で土砂災害警戒区域に近接する要配慮者利用施設（高齢者施設、保育園）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。
<p style="text-align: center;">津波</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○寿古町や草場町では基準水位 0.5m 未満の場所が分布しており、建物の立地も一部みられることから津波災害防止のための警戒避難体制が必要です。
<p style="text-align: center;">ため池</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ため池浸水想定区域が広く分布しており、建物の立地も多くみられます。浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水する恐れがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）も草場町や皆同町、福重町、今富町、立福寺町、野田町で比較的広く、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。 ○ため池浸水想定区域内に要配慮者利用施設（小学校、保育園、高齢者施設、障害者福祉施設、診療所）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○寿古町、皆同町において国道 34 号沿いが浸水深 0.3m 以上に達する場所があり道路が途絶する恐れがあります。

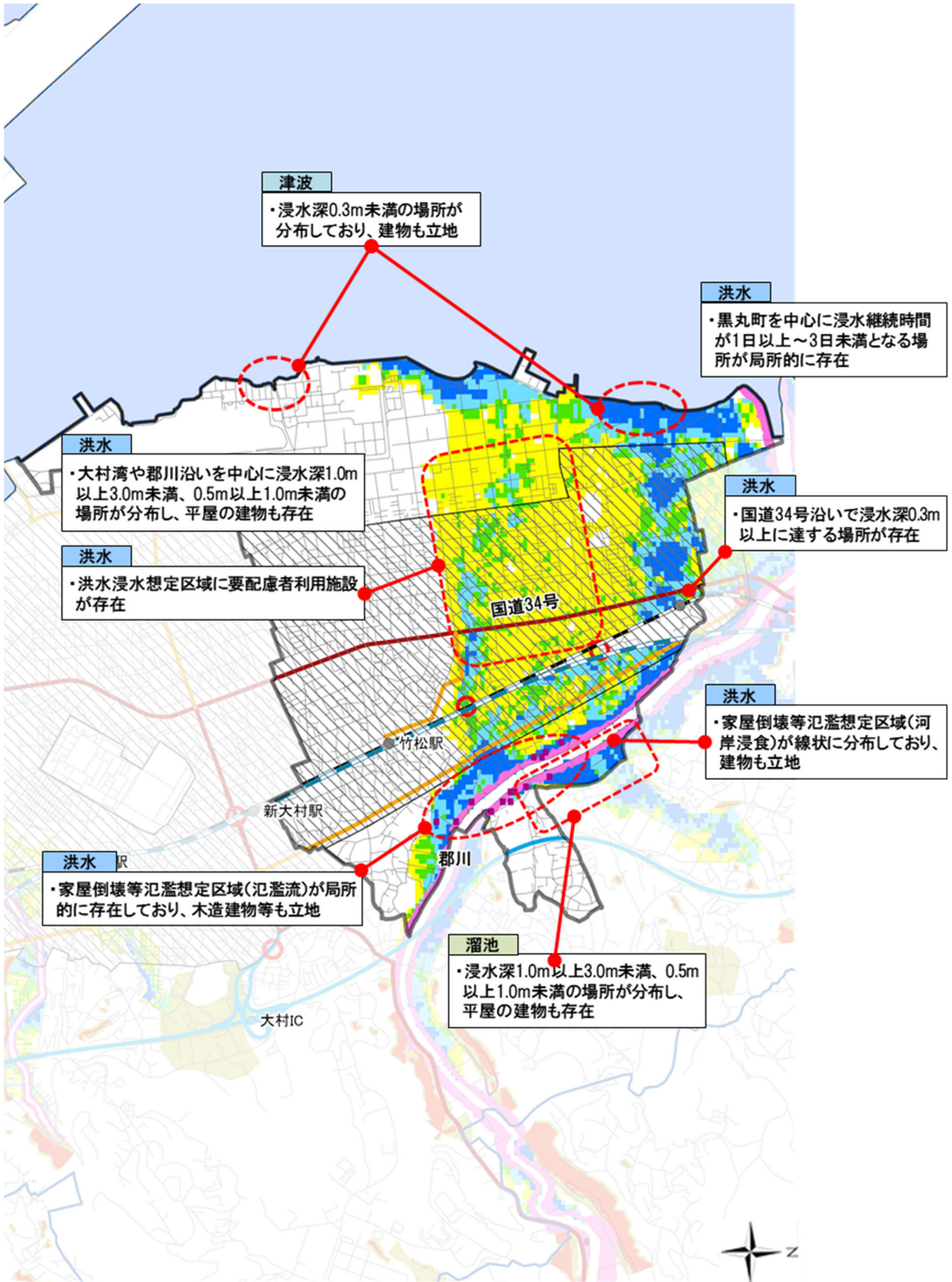
■福重地区における防災上の課題



1.4.3 竹松地区における課題

<p style="text-align: center;">洪水</p>	<p>○浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水する恐れがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）が大村湾や郡川沿いを中心に分布しており、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。</p> <p>○洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（学校、保育園、放課後児童クラブ、高齢者施設、障害者福祉施設、診療所）が存在しており、洪水時の円滑で迅速な避難確保が必要です。</p> <p>○沖田町において国道 34 号沿いの浸水深が 0.3m 以上（＝自動車が走行できない浸水深）に達する場所があり道路が途絶する恐れがあります。</p> <p>○浸水継続時間（＝洪水時に避難が困難となる一定の浸水深 0.5m を上回る時間）が 1 日以上～3 日未満となる場所が黒丸町を中心に局所的に存在し、建物の立地もみられます。</p> <p>○郡川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が線状に分布しており、建物の立地もみられ、洪水時、河岸浸食による家屋倒壊の恐れがあります。また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）も局所的に存在しています。</p>
<p style="text-align: center;">津波</p>	<p>○黒丸町や富の原 1 丁目では基準水位 0.3m 未満の場所が分布しており、建物の立地も一部みられることから津波災害防止のための警戒避難体制が必要です。</p>
<p style="text-align: center;">ため池</p>	<p>○竹松町や鬼橋町の郡川右岸でため池浸水想定区域が分布しており、建物の立地もみられます。浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水する恐れがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）もあり、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。</p>

■竹松地区における防災上の課題

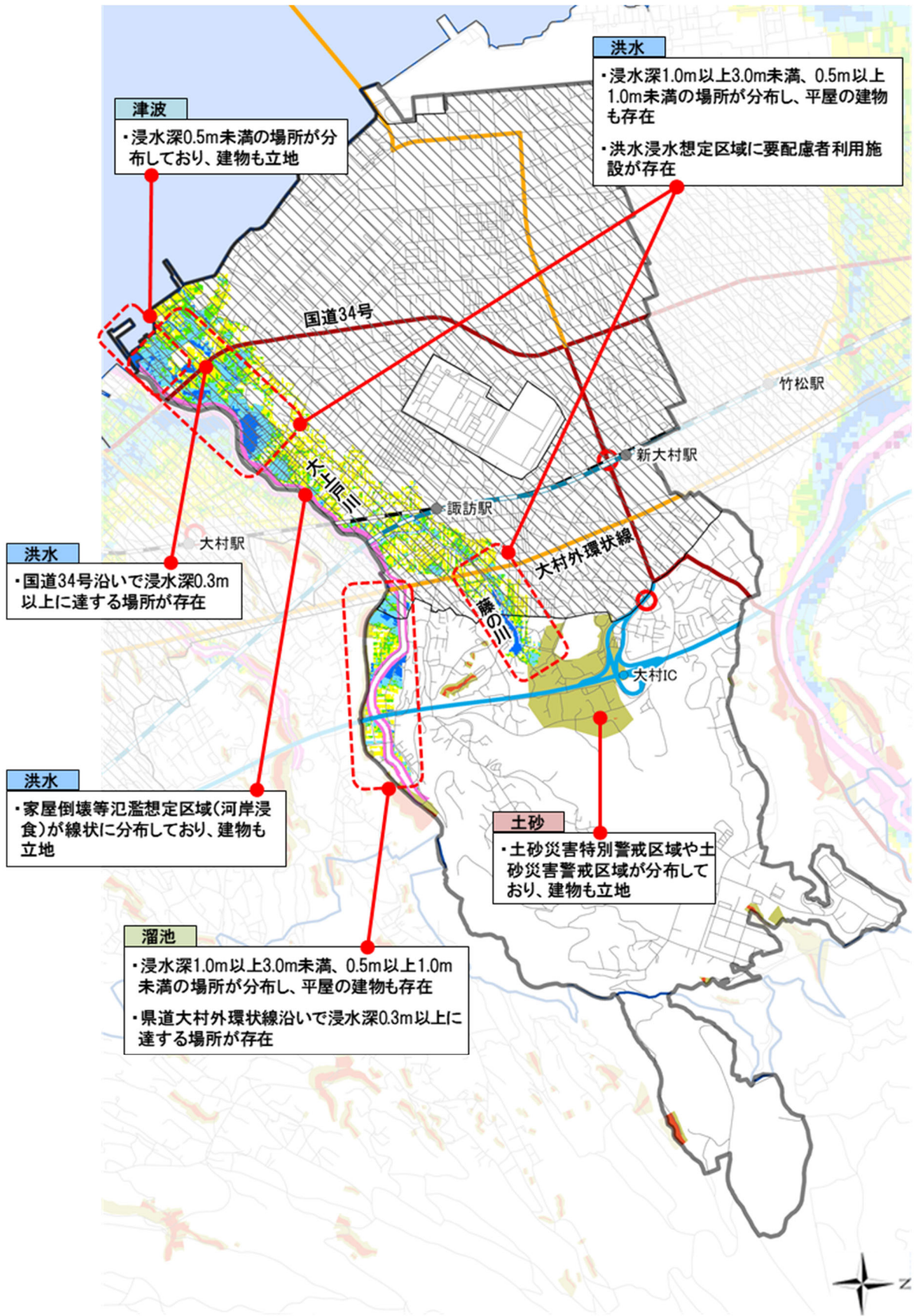


洪水浸水想定区域(想定最大規模L2)	家屋倒壊等氾濫想定区域	その他土砂関連区域	九州自動車道(国道)
浸水深0.3m未満	「氾濫流」による家屋倒壊等	急傾斜地崩壊危険区域	国道
浸水深0.3m以上0.5m未満	「河岸浸食」による家屋倒壊等	地すべり防止区域	県道
浸水深0.5m以上1.0m未満	土砂災害警戒区域	地区区分	市道等
浸水深1.0m以上3.0m未満	特別警戒区域(土石・急傾)	都市計画区域界	
浸水深3.0m以上5.0m未満	警戒区域(土石・急傾・地すべり)	居住誘導区域<現行>	

1.4.4 西大村地区における課題

<p style="text-align: center;">洪水</p>	<p>○浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水する恐れがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）が大上戸川や藤の川沿いに分布しており、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。</p> <p>○洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（保育園、放課後児童クラブ、高齢者施設、診療所）が存在しており、洪水時の円滑で迅速な避難確保が必要です。</p> <p>○杭出津 1・2 丁目において国道 34 号沿いが、また、諏訪、上諏訪町において県道大村外環状線沿いが浸水深が 0.3m 以上（＝自動車が走行できない浸水深）に達する場所があり道路が途絶する恐れがあります。</p> <p>○大上戸川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が線状に分布しており、建物の立地もみられ、洪水時、河岸浸食による家屋倒壊の恐れがあります。</p>
<p style="text-align: center;">土砂災害</p>	<p>○大村 IC 周辺に比較的大きな土砂災害警戒区域が存在し、建物の立地もみられます。</p>
<p style="text-align: center;">津波</p>	<p>○杭出津 1 丁目では基準水位 0.5m 未満の場所が分布しており、建物の立地も一部みられることから津波災害防止のための警戒避難体制が必要です。</p>
<p style="text-align: center;">ため池</p>	<p>○上諏訪町や杭出津 1 丁目のため池浸水想定区域が分布しており、建物の立地もみられます。上諏訪町では浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水する恐れがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）もあり、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。</p> <p>○諏訪、上諏訪町において県道大村外環状線沿いが浸水深が 0.3m 以上に達する場所があり道路が途絶する恐れがあります。</p>

■西大村地区における防災上の課題

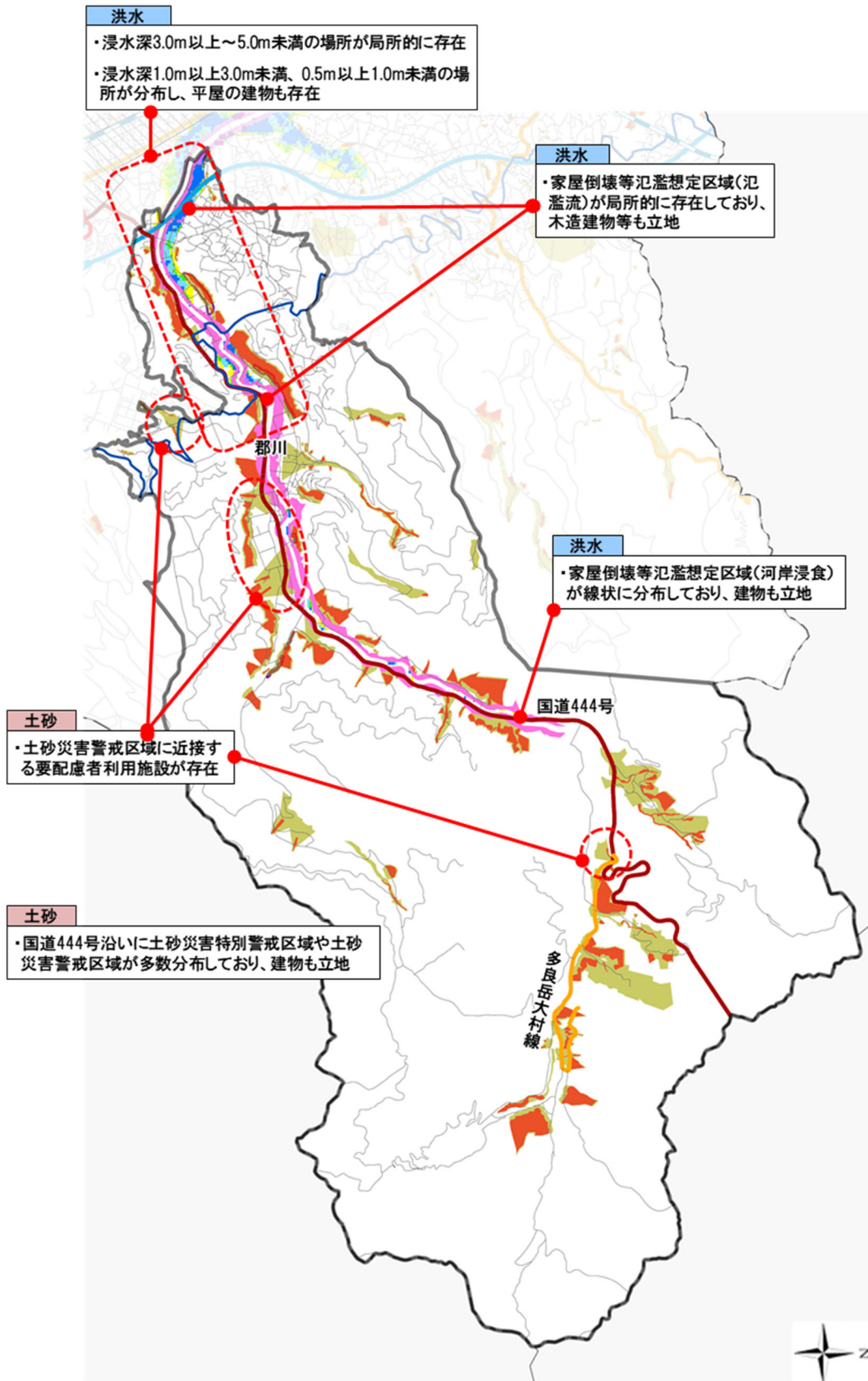


洪水浸水想定区域(想定最大規模L2)	家屋倒壊等氾濫想定区域	その他土砂関連区域	九州自動車道(国道)
浸水深0.3m未満	「氾濫流」による家屋倒壊等	急傾斜地崩壊危険区域	国道
浸水深0.3m以上0.5m未満	「河岸侵食」による家屋倒壊等	地すべり防止区域	県道
浸水深0.5m以上1.0m未満	土砂災害警戒区域	地区区分	市道等
浸水深1.0m以上3.0m未満	特別警戒区域(土石・急傾)	都市計画区域界	
浸水深3.0m以上5.0m未満	警戒区域(土石・急傾・地すべり)	居住誘導区域<現行>	

1.4.5 萱瀬地区における課題

洪水	<p>○浸水深 3.0m 以上～5.0m 未満の場所（＝2 階軒下ほどまで浸水する恐れがある場所）が荒瀬町と宮代町に局所的に存在しており、浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水する恐れがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）も同地域を中心に郡川沿いに分布しています。こうした場所には現在、平屋の建物も存在しており、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。</p> <p>○郡川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が線状に分布しており、建物の立地もみられ、洪水時、河岸浸食による家屋倒壊の恐れがあります。また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）も局所的に存在しています。</p>
土砂災害	<p>○国道 444 号沿いに比較的大きな土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が多数分布しており、建物の立地もみられます。</p> <p>○雄ヶ原町や田下町、黒木町では、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域に近接する要配慮者利用施設（小学校、保育園、高齢者施設）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。</p> <p>○土砂災害により国道 444 号が黒木町や中岳町、田下町、原町などの広範囲で途絶する恐れがあります。</p>

■ 萱瀬地区における防災上の課題

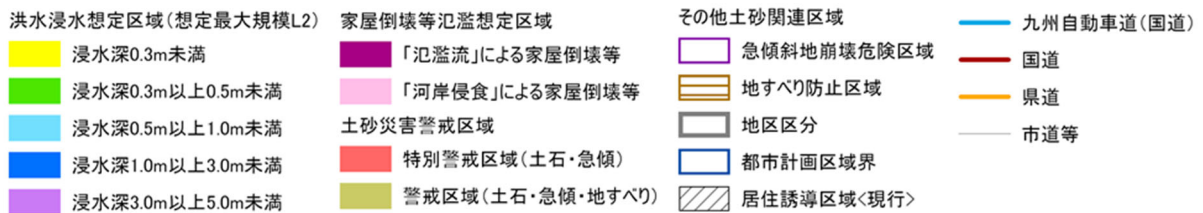
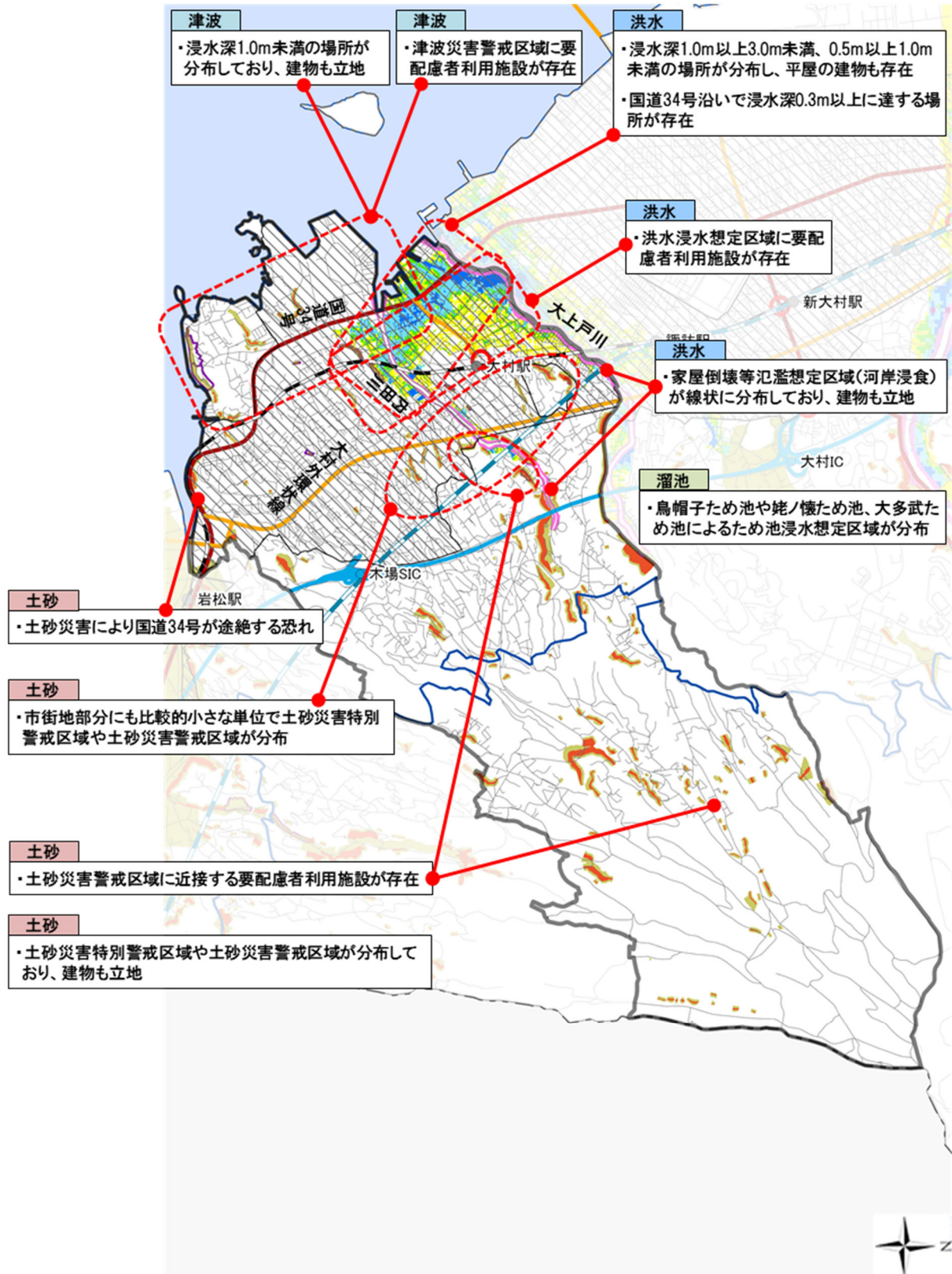


<p>洪水浸水想定区域(想定最大規模L2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水深0.3m未満 浸水深0.3m以上0.5m未満 浸水深0.5m以上1.0m未満 浸水深1.0m以上3.0m未満 浸水深3.0m以上5.0m未満 	<p>家屋倒壊等氾濫想定区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 「氾濫流」による家屋倒壊等 「河岸浸食」による家屋倒壊等 土砂災害警戒区域 特別警戒区域(土石・急傾) 警戒区域(土石・急傾・地すべり) 	<p>その他土砂関連区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険区域 地すべり防止区域 地区区分 都市計画区域界 居住誘導区域<現行> 	<ul style="list-style-type: none"> 九州自動車道(国道) 国道 県道 市道等
--	--	---	---

1.4.6 大村地区における課題

<p style="text-align: center;">洪水</p>	<p>○浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水する恐れがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）が大上戸川や内田川沿いの特に河口付近に分布しており、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。</p> <p>○洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（小学校、高校、保育園、高齢者施設、障害者福祉施設、病院・診療所）が存在しており、洪水時の円滑で迅速な避難確保が必要です。</p> <p>○水主町、西本町、本町において国道 34 号沿いの浸水深が 0.3m 以上（＝自動車が走行できない浸水深）に達する場所があり道路が途絶する恐れがあります。</p> <p>○大上戸川や内田川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が線状に分布しており、建物の立地もみられ、洪水時、河岸浸食による家屋倒壊の恐れがあります。</p>
<p style="text-align: center;">土砂災害</p>	<p>○徳泉川内町や水計町、東大村 1 丁目等を中心に比較的大きな土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が分布しており、市街地部分においても比較的小さな単位で土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が分布し、建物の立地もみられます。</p> <p>○赤佐古町や水計町、東大村 2 丁目では土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域に近接する要配慮者利用施設（学校、高齢者施設、放課後児童クラブ）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。</p> <p>○土砂災害により国道 34 号が久原付近で途絶する恐れがあります。</p>
<p style="text-align: center;">津波</p>	<p>○西本町や本町、東本町、片町では、内田川沿いや海岸沿いの一部で基準水位 1.0m 未満の場所が分布しており、建物の立地も一部みられることから津波災害防止のための警戒避難体制が必要です。</p> <p>○津波災害警戒想定区域内に要配慮者利用施設（診療所）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要である。</p>
<p style="text-align: center;">ため池</p>	<p>○鳥帽子ため池や姥ノ懐ため池、大多武ため池によるため池浸水想定区域が分布しており、建物の立地も一部みられることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。</p>

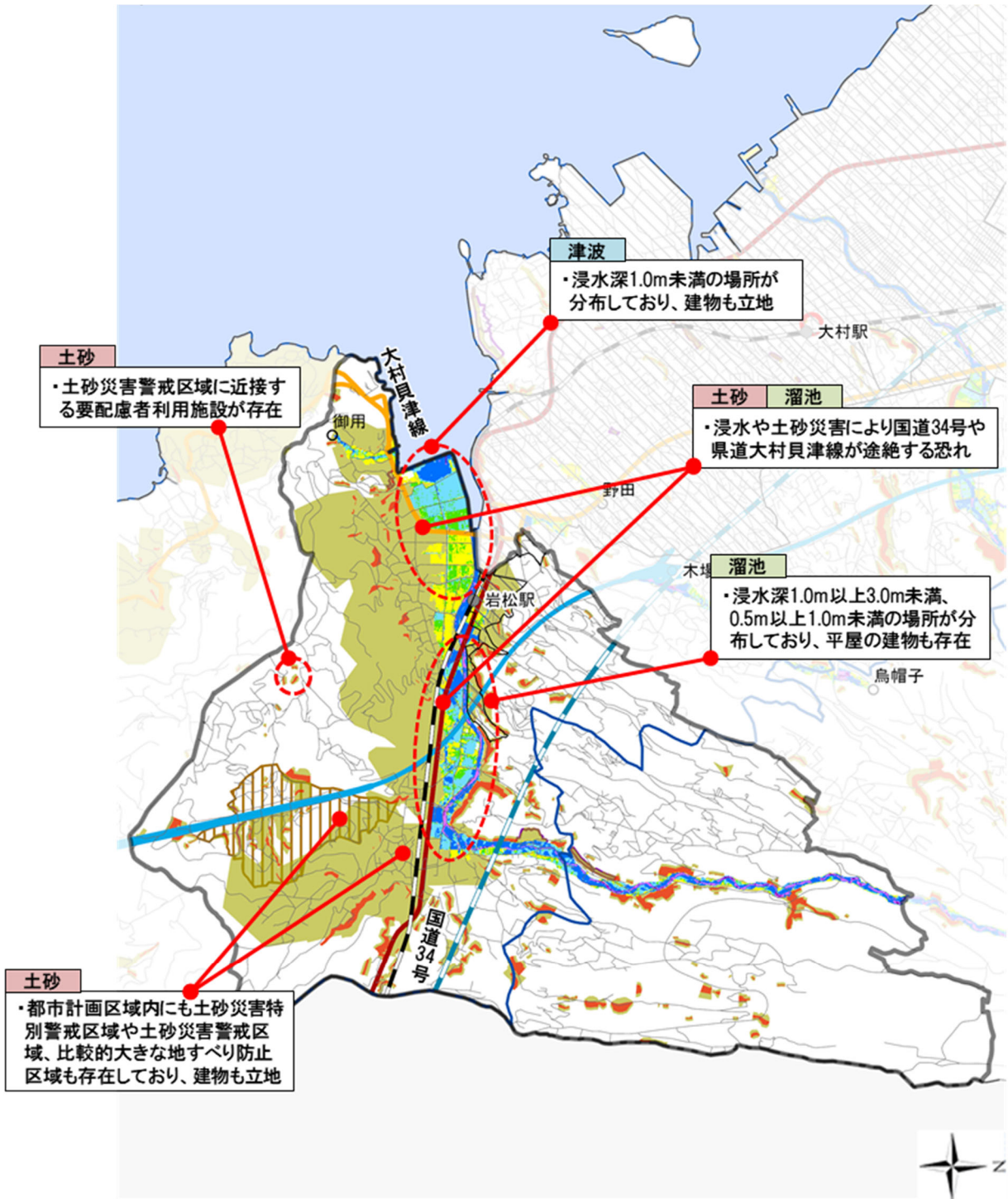
■大村地区における防災上の課題



1.4.7 鈴田地区における課題

<p style="text-align: center;">土砂 災害</p>	<p>○都市計画区域内にて土砂災害警戒区域が広く分布しており、建物の立地も多数みられます。また、大里町・中里町では比較的大きな地すべり防止区域も存在しています。</p> <p>○大里町では土砂災害警戒区域に近接する要配慮者利用施設（障害者福祉施設）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。</p> <p>○土砂災害により国道 34 号が岩松町や陰平町、大里町、中里町付近で、また、県道大村貝津線が陰平町付近で途絶する恐れがあります。</p>
<p style="text-align: center;">津波</p>	<p>○陰平町では基準水位 1.0m 未満の場所が分布しており、建物の立地も一部みられることから津波災害防止のための警戒避難体制が必要です。</p>
<p style="text-align: center;">ため池</p>	<p>○鳥帽子ため池や姥ノ懐ため池、大多武ため池によるため池浸水想定区域が小川内川や鈴田川沿いに分布しており、建物の立地もみられます。小川内町や大里町、陰平町、岩松町を中心に浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水する恐れがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）もあり、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。</p> <p>○国道 34 号は岩松町や陰平町、大里町、中里町付近で、また、県道大村貝津線は陰平町付近で浸水深が 0.3m 以上に達する場所があり道路が途絶する恐れがあります。</p>

■ 鈴田地区における防災上の課題

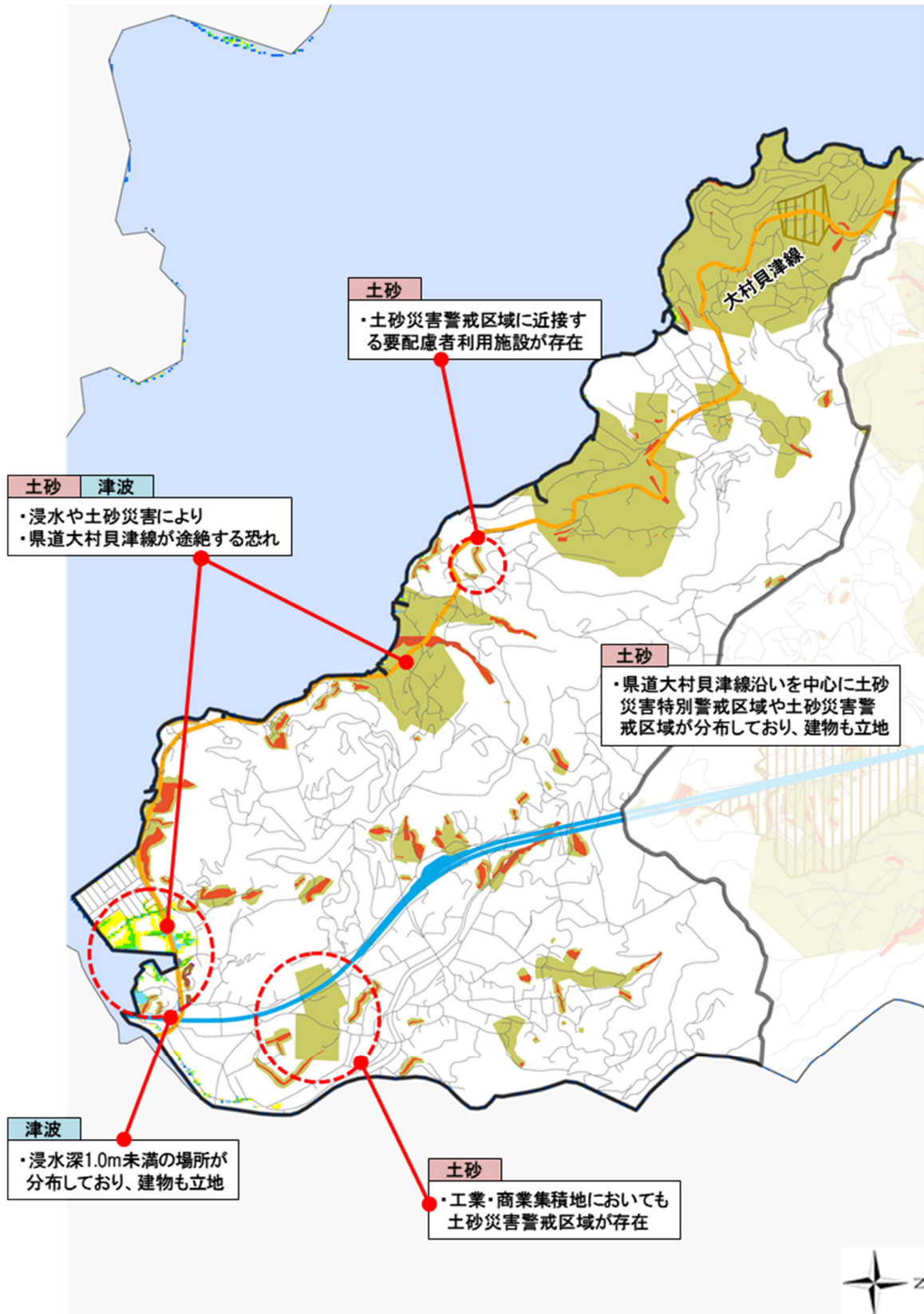


- | | | |
|-------------------|--------------------|--------------|
| ため池浸水想定区域 | 土砂災害警戒区域 | 地区区分 |
| ■ 浸水深0.3m未満 | ■ 特別警戒区域(土石・急傾) | ■ 都市計画区域界 |
| ■ 浸水深0.3m以上0.5m未満 | ■ 警戒区域(土石・急傾・地すべり) | ■ 居住誘導区域<現行> |
| ■ 浸水深0.5m以上1.0m未満 | ■ その他土砂関連区域 | ■ 九州自動車道(国道) |
| ■ 浸水深1.0m以上3.0m未満 | ■ 急傾斜地崩壊危険区域 | ■ 国道 |
| ■ 浸水深3.0m以上5.0m未満 | ■ 地すべり防止区域 | ■ 県道 |
| ■ 浸水深5.0m以上 | | ■ 市道等 |

1.4.8 三浦地区における課題

土砂災害	<ul style="list-style-type: none">○県道大村貝津線沿いに比較的大きな土砂災害警戒区域が複数分布しており、建物の立地も多数みられます。また、今村町と溝陸町を跨ぐ工業・商業集積地においても土砂災害警戒区域が存在している。○日泊町では土砂災害警戒区域に近接する要配慮者利用施設（小学校）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。○土砂災害により県道大村貝津線が西部町や日泊町、溝陸町付近で途絶する恐れがあります。
津波	<ul style="list-style-type: none">○溝陸町では基準水位 1.0m 未満の場所が分布しており、建物の立地も一部みられることから津波災害防止のための警戒避難体制が必要です。○溝陸町において県道大村貝津線沿いの浸水深が 0.3m 以上（＝自動車が走行できない浸水深）に達する場所があり道路が途絶する恐れがあります。

■三浦地区における防災上の課題



津波災害警戒区域	土砂災害警戒区域	地区区分
■ 基準水位0.3m未満	■ 特別警戒区域(土石・急傾)	■ 都市計画区域界
■ 基準水位0.3m以上0.5m未満	■ 警戒区域(土石・急傾・地すべり)	■ 居住誘導区域<現行>
■ 基準水位0.5m以上1.0m未満	■ その他土砂関連区域	■ 九州自動車道(国道)
■ 基準水位1.0m以上3.0m未満	■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 国道
■ 基準水位3.0m以上5.0m未満	■ 地すべり防止区域	■ 県道
		■ 市道等

1.5 防災まちづくりの将来像、取組方針

1.5.1 防災まちづくりの将来像

大村湾や郡川・大上戸川などの河川、多良山系の山々など、本市の豊かな自然環境は、私たちの暮らしに潤いやゆとりを与える一方で、土砂災害や洪水浸水による被害をもたらす恐れもあります。現在、西大村地区や大村地区などの既成市街地では、洪水や土砂災害を中心とした災害リスクを抱えており、近年は、竹松地区などを中心に洪水浸水想定区域内における住宅開発も進んでいます。

こうした中で、今後、将来にわたって安心して暮らし続けられる住環境を確保し続けるためには、行政主体のハード対策だけではなく、警戒避難体制の確保や安全な地域への居住・都市機能の誘導など、行政・市民・事業者の連携・協働による総合的な対策の推進が重要になります。

このことから、本市では、豊かな自然と共存し安心して住み続けられるまちの実現に向けて、多様な主体と連携・協働しながら災害リスク回避・低減の取組を推進していくことを目的に、都市計画マスタープランや地域防災に係る上位・関連計画の基本方針等を踏まえ、防災まちづくりに向けた将来像を次のとおり定めるものとします。

<防災まちづくりの将来像>

**行政・市民・事業者等が一体となって、総合的な防災・減災対策を推し進め
安全・安心な地域社会を共に構築する、連携・協働の防災まちづくり**

<防災まちづくりの将来像の位置づけ>

